

# 特定非営利活動法人青少年自立援助センター コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下 当法人という。）におけるコンプライアンス（この法人に適用または適用の可能性のある法令、定款または内部規定の遵守）上の問題を的確に管理、処理し、事業活動が適正に運営されるための原則を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 この法人のコンプライアンスにかかわる管理を以下の者が運営し、以下の役割と権限を有する

- (1) コンプライアンス担当理事は専務理事とする
- (2) コンプライアンス施策の実施最終責任者
- (3) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

(役員及び職員の責務)

第3条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、第1条の目的をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(役員及び職員の禁止事項)

第4条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の役職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役職員の法令等に違反する行為を許可、承認又は黙認する行為
- (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為

(通報の義務)

第5条 役職員は、他の役職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに理事長に通報しなければならない。通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

(ヘルプライン窓口)

第6条 この法人は、通報者等への不利益が生じないための措置として、JANPIAのヘルプライン窓口を利用する

(懲戒処分等)

第7条 第4条の規定に違反した役職員に対し、理事会は懲戒処分等を行うことができるものとする。

(免責の制限)

第8条 役職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の役職員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 法人の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第9条 役職員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ

め理事長に相談しなければならない。

(コンプライアンス研修)

第 10 条 当法人は次に掲げる目的のため必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスに対する意識の高揚を図ること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識の周知徹底を図ること

付則

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日より実施する。